

様式第 1 (第 1 条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 4 年 1 1 月 1 日

住 所 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原 3 1 番地 1

名称及び代表者の氏名 那賀町商工会会長 谷崎 史明

住 所 徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

名称及び代表者の氏名 那賀町長 坂口 博文

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：杉浦 正基

(別紙1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

平成17年3月1日、鷲敷町・相生町・上那賀町・木沢村・木頭村の丹生谷5か町村合併して誕生した那賀町は、徳島県の南東部に位置し、東は阿南市、西は高知県、南は海部郡、北は勝浦郡、神山町、美馬市、三好市に隣接している。町域面積は694.86km²であり、県の総面積の約17%を占めている。

地域の北西部には四国山地、南部には海部山脈等を配しており、標高1,000m以上の山々に囲まれ、可住地面積はわずかに5.0%の中山間地域である。地域内には那賀川及び坂州木頭川が流れ、両河川は上那賀地区内で合流して地域のほぼ中央を西から東に貫流し、太平洋に注いでいる。

【那賀町の位置図】



【那賀町和食地区河川浸水対策、輪中堤】

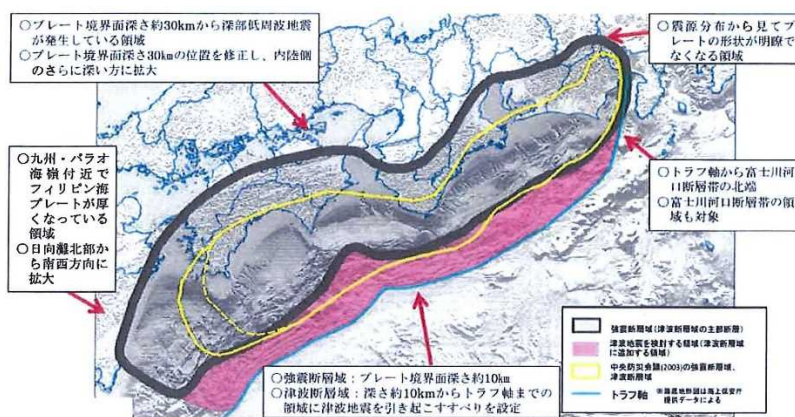


【地震・津波】

那賀町における地震・津波による被害想定としては、あくまでも地震という自然現象のなかで大きな不確定要素を伴うことから一つの仮定であり、一定の限界がある。

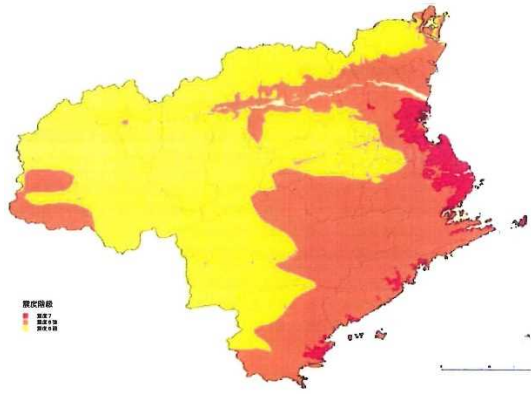
しかしながら那賀町地域防災計画による南海トラフ巨大地震の被害想定では、内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震として、地震規模はマグニチュード(Mw)9クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震で県域に大きな被害をもたらすことが予想されるため、地震防災上、最重要と考えられる地震として想定されている。

【想定地震の震源域位置図】

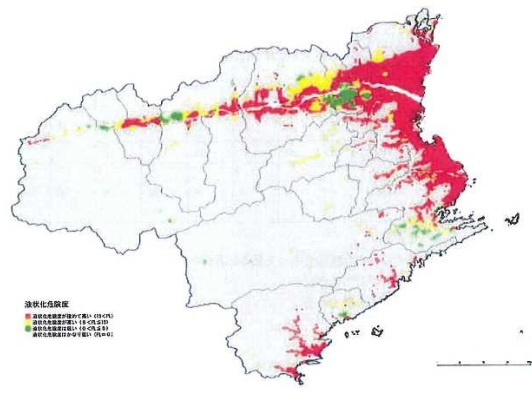


那賀町においては、町の東部を中心に最大震度6強が想定され、そのほかすべての地域でも6弱以上が想定されている。液状化危険度は、町の全域で危険度はかなり低いと考えられている。

【徳島県想定震度分布図】



【徳島県想定液状化分布図】



人的・建物被害

建物被害

※は、若干数を表す。

要 因	全建物数 (棟)	全壊数 (棟)	半壊数 (棟)	全壊率 (%)	半壊率 (%)
揺れによる	5,078	870	1,400	17.13	27.57
液状化による	5,078	※	20	※	0.4
急傾斜地崩壊による	5,078	20	30	0.4	0.6

火災被害

項 目	全建物数 (棟)	焼失数 (棟)
冬深夜	5,078	※
夏 12 時	5,078	※
冬 18 時	5,078	※

人的被害

(人)

要 因	人 口	冬深夜			夏 12 時			冬 18 時		
		死者数	負傷者 数	重傷者 数	死者数	負傷者 数	重傷者 数	死者数	負傷者 数	重症者 数
揺れによる ()内は家具の 転倒による	9,318	60	390 (50)	80 (10)	30	250 (30)	50	40	280 (30)	60
急傾斜地崩壊 による	9,318	※	※	※	※	※	※	※	※	※
火災による	9,318	※	※	※	※	※	※	※	※	※
ブロック塀・自 動販売機の転 倒、屋外落下物 による	9,318	0	0	0	※	※	※	※	20	※

ライフラインの被害

上水道 (断水率 = (管路・浄水場等被害による断水人口 + 津波全壊による断水人口) / 全給水人口)

給水人口(人)	復旧対象給水人口(人)	直後		1日後		1週間後		1か月後		津波全壊人口(人)
		断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	
6,700	6,700	77	5,200	46	3,100	27	1,800	4	250	0

電力 (停電率 = (需給バランス等に起因した停電軒数 + 津波全壊による停電軒数) / 全電灯軒数)

代表震度	電灯軒数	復旧対象電灯軒数	直後		1日後		津波全壊相当電灯軒数
			停電率(%)	停電軒数	停電率(%)	停電軒数	
6.16	6,900	6,900	100	6,900	60	4,100	0

通信/固定電話 (不通率 = (停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数 + 津波全壊による不通回線数) / 全回線数)

回線数	復旧対象回線数	直後		1日後		津波全壊相当回線数
		不通率(%)	不通回線数	不通率(%)	不通回線数	
4,700	4,700	100	4,700	72	3,400	0

生活支援者等の結果

避難者 (冬 18 時)

人口	警戒解除後当日			1週間後			1か月後		
	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計	避難所生活者数	避難所外生活者数	避難者数合計
9,318	1,200	800	2,000	1,200	1,200	2,500	670	1,600	2,200

帰宅困難者

市町村名	帰宅困難者数
那賀町	330~580

医療機能 (冬 18 時)

入院需要			
重傷者数	死者の1割	要転院患者数	合計
60	※	10	80

※は若干数を表す。

災害廃棄物等 (冬 18 時)

重量換算 (万トン)			体積換算 (万 m ³)		
災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
5	0~0	5~5	9	0~0	9~9

住機能 (冬 18 時)

全戸数	必要応急仮設住宅戸数

3,700	420
-------	-----

エレベータ閉じ込め

エレベータ数	閉じ込め可能性のある台数			
	安全措置作動	揺れによる故障	停電	合計
20	※	※	※	※

要配慮者（冬 18 時）

避難所生活者数（1週間後）	避難所生活者のうちの要配慮者数							
	65歳以上高齢単身者	5歳未満乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	要介護認定者（要支援者除く）	難病患者	妊産婦	外国人
1,200	90	30	100	10	80	※	※	※

孤立集落数 25

【洪水・土砂災害】

本町の気候は、太平洋気候帯に属し、日本でも有数の多雨地域である。山間地であるため、沿岸部に比べると気温の変動が大きく、複雑な気象特性をもつ。また、年間を通じて昼夜の寒暖差が大きく内陸性の特徴を示している。

春は、周期的に天気が変わり、低気圧が近くを通過すると大雨や強風が吹くことがある。上空に冬の寒気が戻ってくると、雷やひょうが発生しやすく、災害が発生することもある。冬の気圧配置になると空気が乾燥することも多く、山火事等が発生しやすい。

夏は、熱帯低気圧や台風の影響が大きい。梅雨の長雨、早い時期の台風の影響による強風と大雨、発達した積乱雲による集中豪雨、雷、ひょう等風水害の発生しやすい状況になる。

秋は、台風の上陸と秋の長雨の影響から、風水害の発生が非常に多く、特に近年は、台風が連続して上陸する等、大雨による災害の発生が増加傾向にある。

冬は、山間地のため徳島県内でも積雪が多く、雪への備えが必要になる。気温の低下から、水道管の凍結や路面の凍結等が発生し、生活に支障をきたすこともある。

また、剣山山脈の南側に位置するため、本町は県内で最も降水量の多い地域となっている。

【平均気温・降水量（観測地：木頭地域気象観測所）】

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	平均値
平均気温(℃)	12.9	13.5	13.0	13.8	14.3	13.4	13.8	13.9	13.4
降水量(mm)	3869.0	2566.5	3597.5	3240.5	3082.0	3032.5	5016.5	4186.0	3092.4

【感染症】

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返す

ている。

また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 447
- ・小規模事業者数 420

商工業者の状況 (内訳)

令和2年度徳島県商工会連合会実態調査による

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
建設業	60	50	全町内に点在し多い
製造業	53	50	那賀川下流部に多い
卸売業・小売業	110	106	那賀川上流部に行くほど少ない
飲食店・宿泊業	56	55	全町内に点在している
サービス業	108	99	那賀川上流部に行くほど少ない
その他	60	60	
合計	447	420	

(3) これまでの取り組み

1) 当町の取り組み

- ・那賀町地域防災計画（一般災害対策編・地震災害対策編）の策定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、住民生活各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのある自然災害等に対処するため、那賀町地域防災計画が策定された。行政・民間等の各防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

- ・災害予防対策

那賀町においては、津波による災害は想定されていないものの過去には台風の豪雨による大規模な地滑りや浸水被害があったことから、治山・砂防・河川改良及び地滑り防止事業等を総合的、計画的に推進し、災害の防除軽減を図ってきた。

- ・山地に起因する災害危険個所の予防対策

町は県及び地域住民と連携し、危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施し、危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立することにより、人的被害の軽減を最優先に考え、要配慮者利用施設の保全を重点的に実施している。

- ・防災訓練の実施

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない。」ことは過去の大災害の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められており、那賀町においても、南海トラフ地震や風水害等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、その中でも防災訓練は被害の軽減を図る重要な位置づけとなる。那賀町では、多くの機会をとらえ防災訓練を実施している。

- ・自主防災組織との連携

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割分担を理解して、各々がその役割分担を確実に推進するとともに災害発生時には連携して対応することにより、被害

の軽減が図れることを強く認識して、その対策への取り組みを推進する必要がある。

那賀町のように面積が広く、地域が点在して高齢化が進んでいる地域では自主防災組織等によりお互いに協力する組織づくりは災害時においては重要で、そこと連携することにより情報の共有や防災備品の備蓄等の連携を図る。

2) 当商工会の取り組み

那賀町地域防災計画における商工会の役割としては、・災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること、・救助・救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること、・被災商工業者に対する資金の融資又はあっせんに関することなどとなっている。

このことを踏まえ商工会としての取り組みについて那賀町や会員事業所と連携を図りながら取り組みを進めてきた。

・事業者 BCP 等に関する施策の周知

巡回指導時に災害発生リスクへの備えや事業を継続するための BCP 策定の必要性について周知を行うとともに、災害発生時には物資や復旧資材の確保について協力をお願いをおこなった。また、国や県・町が実施するセミナー・講演会等があれば会員事業所に案内してきた。

・那賀町との連携による防災訓練の実施

那賀町が実施する防災訓練や避難訓練があれば積極的に参加し、備蓄品等の確認を実施。

・会員事業所への協力依頼

災害発生時においては、那賀町と連携し救助・救援物資、復旧資材の確保や災害現場での復旧作業の協力を依頼する。

II 課題

現状では、那賀町商工会は、本所と 3 事務所を抱え職員数も正規 8 名と少なく、しかもほとんどが町外から通勤しており緊急時には出勤できないことも予想される。加えて緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分でないため行政や会員事業所と連携し、行政の指示等により共に行動する必要がある。

会員事業所においても小規模事業者が多く高齢化しており事業者 BCP 策定についても現状として策定できる事業者は限られている。策定しても支援者の一方的な計画となっており、いわゆる「絵にかいた餅」で実効性のないものとなっている。

地震による津波の影響はないが、山間部においては法面崩壊や落石による土砂災害の危険性が高く、孤立する集落があるため早めの避難や孤立した場合の対応等について計画する必要がある。

感染症対策については、人口に応じて感染率は低く行政の対応も早いため、感染者は少なく抑えられているものの、感染に対する危機感は少なく行政と連携して感染者を抑制する必要がある。

III 目標

・実施期間中における事業者 BCP 等策定支援事業者数の目標：計 15 事業者

(令和 5 年度：3 事業者、令和 6 年度：3 事業者、令和 7 年度：3 事業者、令和 8 年度：3 事業者、令和 9 年度：3 事業者)

・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災時、非常時における連絡体制を円滑に行うため、本会と那賀町との間における連携を密にし被害情報等の情報共有体制を構築する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また感染症についても速やかに拡大防止措置を行

なえるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を構築する。

IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と那賀町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

【1・事前対策】

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に那賀町ハザードマップや防災ハンドブック等を用いて事業所立地場所において想定される自然災害等のリスク及びその回避・軽減策について説明する。
- ・損保会社と連携し、保険見直し相談や自然災害に対するリスク管理の見直し、被災時に事業再開のための費用担保について説明する。
- ・商工会だよりやホームページ等で国の施策紹介やリスク対策の必要性などの情報提供を行う。
- ・とくしま産業振興機構等専門家と連携し、実効性の高いBCP及び事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画を作成

- ・本会は、令和4年事業継続計画を策定。（別添）

3) 関係団体との連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び東京海上日動火災保険株式会社他と全国商工会連合会との協定による専門家派遣を依頼し、ハザード情報の提供、小規模事業者対象普及啓発セミナー、保険見直し相談、損害保険の紹介を行う。
- ・徳島大学環境防災研究センターの開催するセミナー、講習会への参加、事業者への周知案内、また事業継続力強化計画策定の前段として、初期行動を整理するための「アクションカード」作成支援のための専門家として派遣依頼する。
- ・とくしま産業振興機構と連携しBCP、事業継続力強化計画等の作成支援につき連携する。また、専門家派遣によりグループ補助金等、国、県施策助成金、補助金等について説明、申請支援を連携して支援する。

4) フォローアップ

- ・アクションカード作成事業者に対し、内容の見直し支援及び専門家を交えた事業継続力強化計画の作成を支援する。
- ・現在加入の保険見直し相談会に参加した事業者に対し、見直し後の保険内容について確認する。
- ・事業継続力強化計画策定事業者については、定期的な見直し、実施状況確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6.0以上の地震）が発生したと仮定し、避難経路の確認、職員、役員、行政との連絡網の確認等を行う。
- ・避難訓練の実施

【2・発災後の対策】

自然災害の発災時には、人命救助を第一とし、その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に各自、自身及び家族の安否確認し、通信網が使用可能なら職員間のメール、LINE 等で連絡する。

また、大まかな被害状況（家屋被害、道路被害状況等）、業務従事の可否も同時に各自連絡する。これらの役職員安否情報、被害状況は町とメール、LINE、携帯等で情報共有する。

安否確認後、職員招集の可否を確認し、職員参集後、次の非常時優先業務について町と協議する。

◆町と連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- 緊急相談窓口の設置・相談業務
- 被害調査・経営課題の把握
- 復興支援策活用の支援業務

応急対策実施には、参集できる職員の確保をはじめ、事務所、ライフラインの確保も必要なので応急対策実施の可否を確認するための仕組みを町と整備する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と那賀町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（在宅時の豪雨のケース）職員自身の目線で命の危機を感じる降雨状況の場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。
（在宅時の大規模地震のケース）職員自身、家族の安否確認、安全場所、生活維持を確認できてから、通勤経路の確保、安全確認後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
徳島県商工会連合会、羽ノ浦町商工会、那賀川町商工会、美波町商工会に応援要請。
- ・大まかな被害状況を確認し、1 日以内に情報共有する。
出勤時、平時に被害発生の場合は、商工会役員及び那賀町役場担当課と連携し、被害状況を確認。道路等安全確認ができた場合は、町内を巡回し被害状況を確認する。

（被害状況の目安は以下を想定）

大規模被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 3%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1%程度の事情所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、当会と那賀町は以下の間隔で被害状況を共有する。

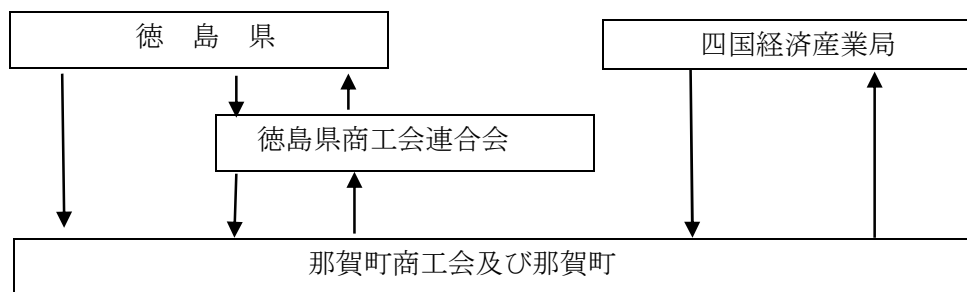
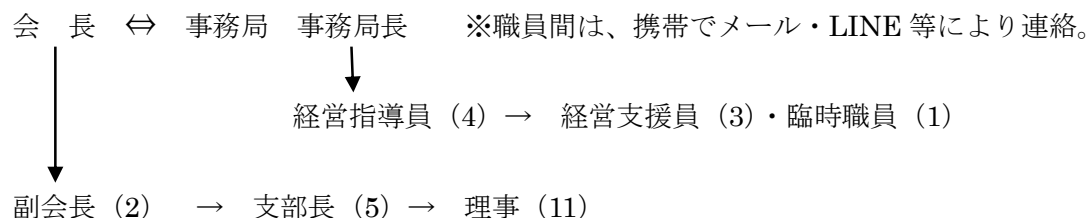
- 発災後～1週間 1日に3回連絡する。
- 1週間～2週間 1日に2回連絡する。
- 2週間～1ヵ月 1日に1回連絡する。
- 2か月以降 2日に1回連絡する。

【3・発災時における指示命令系統・連絡体制】

- ・自然災害発災時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。(役員による各地区の被害状況の報告を実施。)
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と那賀町は被害状況確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と那賀町が共有した情報を徳島県の指定する方法で当会又は那賀町より徳島県へ報告する。

※指揮命令系統・連絡体制(安否確認)

(那賀町商工会内部)



【4・応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援】

- ・相談窓口の開設方法について、那賀町、阿南公共職業安定所、日本政策金融公庫と相談する。(国・県から依頼がある場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、那賀町・阿南公共職業安定所、日本政策金融公庫、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、徳島県商工会連合会と連携して相談窓口を設置する。

被災により一時的な離職や廃業も考えられるため、阿南公共職業安定所との連携により速やかな雇用保険基本手当の受給申請を進める。また、事業再開により従業員を確保したい事業者には求人票作成支援や公共職業安定所間の連携により広範囲からの求人募集を支援する。

また、日本政策金融公庫との連携により、事業再開のための特別融資の斡旋や資金繰りの支援を行う。被災した事業者や従業員、そのご家族には徳島県商工会連合会との連携により迅速な共済、保険等の給付金手続きにより、生活資金、事業資金面を支援する。

- ・ 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。

段階	時期	被害調査の内容	
1	発災直後 ～2日程度	役職員安否確認、人的被害確認	役職員携帯、連絡網 により確認 役員連絡網により各 地区の被害状況報告 確認
		大まかな被害確認 (職員参集可否及び居住地から勤務地経路 被害状況確認)	
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認 (非住居被害、商工関係被害)	管内小規模事業者を 対象に巡回による聞 き取り
		間接被害の大まかな確認 (再開可否、商品原材料調達状況等)	
3	発災4日後 ～14日程度	経営課題の把握 (事業再開、資金繰り、共済請求手続き等)	管内小規模事業者を 対象に巡回訪問によ る聞き取り、相談窓 口設置後は窓口相談
		間接被害の確認 (売上減、経費増、風評被害等)	

- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市町村の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ よろず支援拠点との連携によりグループ補助金等の国、県、町施策、補助金等の申請支援を行う。

【5・地区内小規模事業者に対する復興支援】

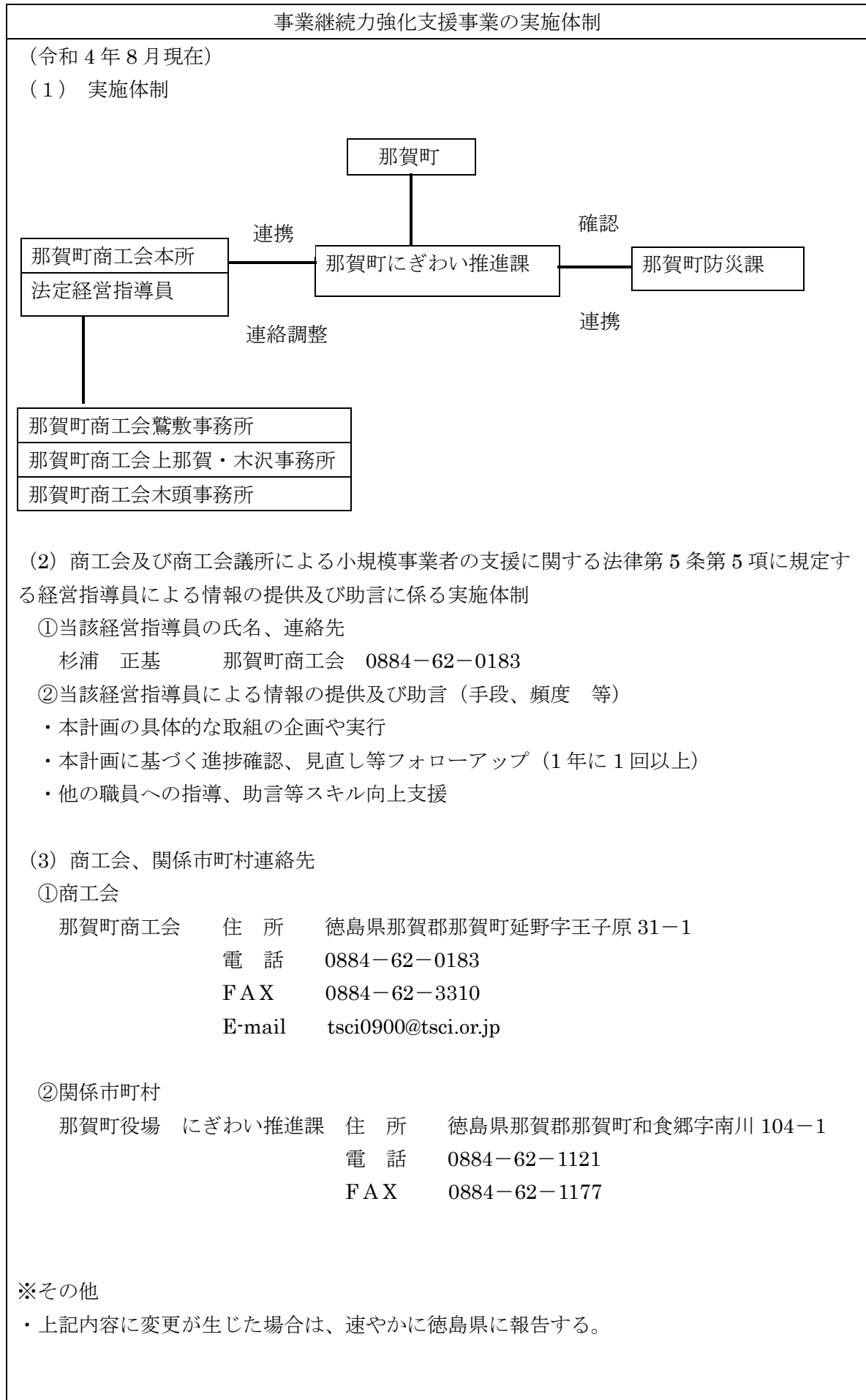
- ・ 国、徳島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣等を徳島県、徳島県商工会連合会、また近隣の羽ノ浦町商工会、那賀川町商工会、美波町商工会等に相談する。
- ・ 被災後の臨時的仮設商店・商店街の開店支援
安全性の確保される場所において、近隣の商工会との連携により、交通網が遮断されていなければ、一時的に近隣の事業者から仕入れ、仮設店舗による販売を行う。
そのための具体的な連携方法については広域協議会等により協議することとする。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに徳島県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	100	100	150	150	150
セミナー開催等	50	50	50	50	50
パンフ、チラシ作成等	50	50	50	50	50
備蓄等（水・食料品等）			50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、那賀町補助金、徳島県補助金、国補助金、事業収入等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名			
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 支店長 金田 純一 住所 徳島県徳島市徳島町 2-19-1			
連携して実施する事業の内容			
想定被害の把握のため、「ハザード情報レポート」の提供や損保商品の見直し相談、BCP、事業継続力強化計画策定への専門家派遣を想定			
連携して事業を実施する者の役割			
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 徳島支店 「ハザード情報レポート」の提供により、各事業所に想定被害及び想定リスクを認識させる。また、必要に応じてリスク管理として損保商品の見直し相談の実施。 BCP、事業継続力強化計画作成支援のための専門家を派遣する。 簡易に入手できるハザード情報レポートにより、事業所が減災、防火意識が高まる効果を期待。また、簡易キット「BCP キットくん」利用により事業継続力強化計画、BCP への取り組みきっかけになる効果を期待する。			
連携体制図等			
○あいおいニッセイ同和損保株式会社 徳島支店 ハザード情報レポート、損保見直し相談、専門家派遣依頼 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="padding: 5px;">那賀町商工会</td><td style="text-align: center; padding: 0 10px;">↔</td><td style="padding: 5px;">あいおいニッセイ同和損保</td></tr></table> ハザード情報レポート提供、損保見直し相談の開催、専門家派遣	那賀町商工会	↔	あいおいニッセイ同和損保
那賀町商工会	↔	あいおいニッセイ同和損保	